

就業承諾書

私は、貴シルバー人材センターに入会を申込みするに当たり、次の事項を承諾するとともに、これを厳守し、貴シルバー人材センターの事業発展に貢献するよう努力いたします。

記

- 1 貴シルバー人材センターの基本理念、目的及び趣旨に賛同し、貴シルバー人材センターの定款、会員就業規程その他諸規程を厳守すること。
- 2 入会に当たっては、入会申込書、振込口座報告書をもとにシルバー人材センターパソコンにより個人情報データベース等を管理して、受発注の台帳とすること。及び、仕事の受託に当たっては、その台帳から必要最低限の個人情報を発注者に提供してもかまわないこと。
- 3 入会後は、安全就業の観点から、常に健康管理（視力、手足、内臓、循環器等の機能、血圧、めまいなど）を怠らないように心掛けること。
- 4 シルバー人材センターの業務は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供することを理解し、就業に際しての条件（配分金、就業時間、仕事の内容等）はセンターと発注者が協議して決定したものに従い、これらのことについて発注者と直接交渉しないこと。
- 5 入会しても、自分の希望する仕事について、発注者からの仕事の依頼がない場合や既に他の会員が就業していて交代の時期にならない場合などにより、入会后、すぐに希望する仕事に就業出来るとは限らないこと。
- 6 会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立しないので、労働基準法等の労働関係諸法規、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険等の社会労働保険の適用がないこと。
- 7 就業先において、シルバー人材センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正就業に心掛け、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意すること。
- 8 会員の故意又は重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は会員が負うものとする。

令和 年 月 日

住 所

入会者氏名

印

関係者（家族等）の同意書

上記の就業承諾書の内容を了承し、上記の者が、貴シルバー人材センターへ会員として登録することに同意いたします。

住 所

関係者氏名

印

公益社団法人 更埴地域シルバー人材センター

理事長 森 義一郎 様